

## 令和5年竹田市農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 令和5年5月8日(月) 午後2時00分～午後2時40分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸  
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治  
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子、次長：堀貴美子、管理係長：渡部夕樹、農地係：河崎凌央  
農政課職員  
農業振興係長：山崎竜介

6. 議事

議案第33号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・11件  
議案第34号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・9件  
議案第35号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・17件  
議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・11件  
議案第37号 非農地証明について・・・・・・・・・・3件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から、令和5年竹田市農業委員会第5回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は9番本郷敦子委員、10番麻生章治委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第16号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が5件ありましたので報告します。

なお、4番の案件は議案第34号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についての承認に関連し合意解約するものです。

続いて、報告第17号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が5件ありましたので報告します。

なお3番、4番、5番の案件は議案第34号農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についての承認に関連し合意解約するものです。

続いて、報告第18号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により相続による所有権を取得したとの届出が2件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第33号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 11件

議案第34号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 9件

議案第35号 農用地利用集積計画の承認について 17件

議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 11件

議案第37号 非農地証明について 3件

以上、51案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第33号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第33号は、農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番、2番の案件は11年2か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。使用貸借からの変更です。  
3番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。  
4番の案件は10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。  
5番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。  
6番から9番の案件は9年8か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。  
10番から11番の案件は10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第33号について担当課から説明がありましたがご意見ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。  
議案第33号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。  
よって、議案第33号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第34号農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第34号の農用地利用集積等促進計画案は先程議案第33号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第34号の1番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。  
2番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。  
3番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。  
4番の借り手は〇〇〇〇です。  
5番、6番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。  
7番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

8番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

9番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由はいずれも当該農地の貸借について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第34号について担当課による説明がありましたがご意見ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第34号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時10分)

議長

再開します。

(14時10分)

議長

議案第35号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇です。11か月間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は、〇〇〇〇です。6年8か月間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃用貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

4番の借り手は、〇〇〇〇です。9年11か月間の賃貸借、再設定です。労力3人、水稻、畜産中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

5番、6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

8番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。6年間の賃貸借、新規設定です。

9番の借り手は、〇〇〇〇〇です。6年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稲中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

11番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、新規設定です。

12番の借り手は、〇〇〇〇〇です。2年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稲中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

13番の借り手は、〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稲中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

14番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。9年間の賃貸借、新規設定です。

15番の借り手は、〇〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。労力1人、水稲、畜産中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

16番の借り手は、〇〇〇〇〇です。3年間の使用貸借、新規設定です。労力1人、水稲中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

17番の借り手は、〇〇〇〇〇です。3年間の使用貸借、新規設定です。労力1人、水稲中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

11番工藤明秀委員

1番は期間が11ヶ月ですが今年だけということですか。あとの見通しは立っているのですか。

事務局

そのあたりの事情は聞いていません。前回の契約は3月末までで本人の申し出は1年ということですが今回の総会申請となったため期間は11ヶ月ということになります。

議長

中間管理の補助金との関連を参考的に調べておいてください。

議長

他にありませんか。無いようですので質疑を終結いたします。

議案第35号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字片ヶ瀬字井ノ上〇〇〇番畑1筆面積226平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は2,422平方メートルです。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

議案第36号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・耕うん機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字挾田字羽恵〇〇〇〇番外3筆田4筆合計面積2,702平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4,022平方メートルです。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

議案第36号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・田植機

1台・耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字挾田字羽恵〇〇〇〇番外2筆田3筆合計面積1,176平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4,022平方メートルです。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

議案第36号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字三宅字小津留〇〇〇〇番外7筆田6筆畑2筆合計面積3,887平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は2,171平方メートルです。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

議案第36号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字植木字鍵小野〇〇〇〇番外2筆田3筆合計面積3,330平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は11,095平方メートルです。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

議案第36号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字倉木字藤屋〇〇〇〇番外18筆田14筆畑5筆合計面積33,293平方メートルを所有権移転するものです。農地を所有していた〇〇が死亡したため、その父である遺言執行者の〇〇から〇〇へ所有権を移転するものです。譲受人の経営規模は33,293平方メートルです。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

議案第36号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。付け加えますとこの方は80歳で15年前に年金の関係で息子さんに贈与しましたが息子さんが亡くなったため戻したという形です。

議長

続いて、7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字下坂田字瓜尾〇〇〇〇番田1筆面積481平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は24,948平方メートルです。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番麻生章治委員

議案第36号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町高練木字陣屋ヶ辻〇〇〇〇番外4筆畑5筆合計面積5,834平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は28,944平方メートルです。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番山村徹委員

議案第36号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町高練木字高練木〇〇〇番畑1筆面積3,114平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は13,280平方メートルです。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番山村徹委員

議案第36号の9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・耕うん機1台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。〇〇さんと〇〇さんの土地の交換は30年以上前にお互い利用しやすい土地を交換的に借りたということです。現在は後継者も不在であり農業用のハウスを撤去してまで戻すのは困難ということで話し合いの結果土地を交換することになったそうです。

議長

続いて、10番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の10番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町北原字天神原〇〇〇番外2筆田3筆合計面積4,532平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は159,568平方メートルです。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番山村徹委員

議案第36号の10番の調査報告をいたします。譲受人の労力は5人です。農機具は、トラクター6台・コンバイン2台・田植機2台所有しており、稲作・野菜・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、11番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の11番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字半田〇〇〇〇番外2筆田3筆合計面積11,223平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は30,367平方メートルです。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第36号の11番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第36号について担当委員による報告がありましたがご意見ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第36号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第37号非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第37号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地竹田市大字挾田字羽恵〇〇〇〇番外2筆登記地目畑3筆合計面積1,324平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していたが獣害が多く平成元年頃から農地の管理ができなくなり現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番麻生章治委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第37号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地竹田市大字三宅字小津留〇〇〇〇番登記地目田1筆面積366平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していたが昭和50年頃に耕作できなくなり現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番麻生章治委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第37号の3番の案件は申請者〇〇〇〇の所有する申請地竹田市大字岩瀬字イワセ〇〇〇〇番登記地目田1筆面積84平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は昭和53年頃、亡祖父が農地の交換を行ったが実際の土地所有者は宅地の一部として利用しており現況は宅地となっています。顛末書が添付されています。

議長

9番本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番本郷敦子委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困

難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第37号について担当委員による報告がありましたがご意見ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第37号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第37号非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和5年竹田市農業委員会第5回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時40分)

令和5年5月8日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....